

最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等について（変更点）

調査基準価格を設定する工事の対象予定価格見直しに伴い、令和7年4月1日から「最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等について」の一部を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、最低制限価格及び調査基準価格の算定方法に変更はありません。

記

変更前（令和7年3月31日以前の公告案件）	変更後（令和7年4月1日以降の公告案件）
1 建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法 （1）最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が250万円超<u>1億1千万円未満</u>の場合> （省略） （2）調査基準価格の算定方法 <予定価格（税込み）が<u>1億1千万円以上</u>の場合> （省略）	1 建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法 （1）最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が250万円超<u>1億5千万円未満</u>の場合> （省略） （2）調査基準価格の算定方法 <予定価格（税込み）が<u>1億5千万円以上</u>の場合> （省略）